(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、図面、業 務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議 がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計 量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法 律第48号)の定めるところによるものとする。
- この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。特に、業務の遂行に当たっては「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」を遵守す るものとする。
- この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所 10 とする。

(個人情報保護)

- 第2条 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)をはじめとする個人情報保護に関する法 令等を遵守しなければならない。
- 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の内容を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。この契約完了後又は契約解除後も同様とする。
- 個人情報の保護に関する法律に違反する行為があったときは、罰則が適用される場合がある。 (秘密の保持)
- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。 (資料又はデータ等の複写及び複製の確認)
- 第4条 受注者は、業務に係る資料又はデータ等を複写若しくは複製する必要があるときは、あらかじめ、発注者にそ の確認を求めるものとする。
- 2 受注者は、この契約の終了後に、前項に規定する資料又はデータ等を廃棄するものとし、廃棄に際しては、第三者 の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。 (権利義務の譲渡等)
- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あら かじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、 は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではな
- 受注者が業務の処理に関し必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、 3 受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を業 務の処理以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
- (一括再委託等の禁止) 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又 は請け負わせてはならない。
- 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせ てはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なけ ればならない。
- 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項を記載し た書面の提出を請求することができる。

(特許権等の使用の責任)

第7条 受注者は、業務の処理に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三 者の権利の対象となっている処理方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、 受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならな

(受注者の事業範囲)

- 第8条 受注者は、事業範囲を証するものとして、認定証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付するものとする。 2 受注者は、前項の認定証に記載の認定事項に変更があったときは、速やかにその旨を発注者に書面をもって通知す るとともに、変更後の認定証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付しなければならない。 (処理の立会い)
- 第9条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の処理に発注者の職員を立ち会わせ、又は受注者の履行状況の報 告を求めることができるものとする。
- 前項の規定による立ち合い又は報告の結果、発注者は、この契約の目的物について必要があると認めるときは、受 注者に対して業務に関する指示を行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなけ ればならない。

(適正処理に必要な情報の提供)

- 第10条 発注者は、当該目的物の適正な処理のために必要な情報を、受注者の処理施設に搬入する前に受注者に提供 するものとする。
- 2 発注者は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、当該目的物の性状等の

変更があった場合は、受注者に対し速やかにその変更の内容及び程度の情報を書面をもって通知する。 (産業廃棄物管理票)

- 第11条 発注者及び受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載事項を洩れなく記載するものとする。
- 発注者は、受注者による産業廃棄物管理票の記載漏れがあった場合、産業廃棄物管理票の記載修正を受注者に求め、 修正内容を確認するものとする。
- 受注者は、発注者による産業廃棄物管理票の記載漏れがあった場合、業務を一時停止し、産業廃棄物管理票の記載 修正を発注者に求め、修正内容を確認のうえ、業務を遂行することとする。 (業務内容の変更等)
- 第12条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更し、若しくはこれを一時中止 し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、 発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 前項の規定により業務委託料を変更する場合は、その変更すべき業務委託料は、発注者の当初設計金額に対する当初業務委託料の割合を発注者の変更設計金額に乗じて得た額とする。
- 第1項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額につい ては、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(履行期間の延長)

- 第13条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、遅滞なくその理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長を求めることができる。た だし、その延長日数については、発注者と受注者とが協議してこれを定める。
- 2 前項の規定により履行期間を延長したときは、第28条第5項の規定は適用しない。

(事故発生時の報告)

第14条 受注者は、この契約の目的物の納入前に事故が発生したときは、直ちに発注者に対して口頭又は電話をもっ て連絡するとともに、遅滞なくその状況を発注者に報告しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

- 第15条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が 負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、その損害のために生じた経費は、発注者が 負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。 (検査及び引渡し)
- 第16条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内にこの契約の目的物が適正に処 理されたことを、業務完了報告書及び産業廃棄物管理票にて検査を行うものとする
- 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の立ち合いを求め、前項に規定する検査を行うことができる。この 場合において、発注者は、検査を行う日時を事前に受注者に通知するものとする。
- 4 第2項の検査の結果不合格となり、当該目的物について発注者からその補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞 なく当該補正を行い、発注者に補正完了の通知をして再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日につ いては第2項の規定を準用する。
- 第2項の検査及び前項の再検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(業務委託料の支払)

- 第17条 受注者は、受注者から委託された業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、発注者に提出するこ ととする。前条の規定による検査に合格したときは、受注者は、所定の手続きに従って業務委託料の支払を請求する ものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければ ならない。

(資料等の返還)

第18条 この契約の目的物の処理が完了したとき、又は契約を解除したときは、受注者は、業務の履行に用いたすべての支給用品の残余、貸与品、資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が返還を不要と認めたものについてはこの限りではない。

(データ又は記録媒体等の廃棄)

第19条 受注者は、業務終了後において、業務に関するデータ又はその記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ、 発注者の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分し なければならない。

(発注者の任意解除権)

- 第20条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約 を解除することができる。
- 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するもの とし、その損害額については発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(発注者の催告による解除権)

- 第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行 がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
 - (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにない と認められるとき。 (4) 正当な理由なく、第16条第4項の補正がなされないとき。

 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。
 - (3) この契約の目的物を処理できないことが明らかであるとき。
 - (4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示

- した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的 を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第24条又は第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者(共同企業体にあっては、その構成員を含む。以下この号から第12号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若 しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、暴力団 員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している と認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認め られる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持 運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ アからウのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - オー受注者の経営に暴力団又は暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - カ 再委託契約、その他の契約に当たり、その相手方がアから才までのいずれかに該当することを知りながら、当 該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アから才までのいずれかに該当することを知らずに、当該者と再委託契約その他の契約を締結した と認められる場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに 従わなかったとき。
- (11) この契約に関し、受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - イ 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次号において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による 刑に処せられたとき。
- (12) 排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき(前号ア及びイに規定する確定したときをいう。)。
- (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第23条 第21条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、 前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- (受注者の催告による解除権)
- 第24条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (受注者の催告によらない解除権)
- 第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第12条第1項の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第12条第1項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。
- (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第26条 第21条文は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (解除に伴う措置)
- 第27条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査の上、当該検査 に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する 業務委託料を受注者に支払わなければならない。
- 2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
- 3 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引渡しを受けた目的物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合、受注者は、解除された後も、その目的物に対する本契約区分に 基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている目的物についての収集・運搬及び処 分業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上で、認定(許可を含む。)を有する別の業者に自己の費 用をもって行わせなければならない。
 - (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合、受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の目的物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。
- (発注者の損害賠償請求等)
- 第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求すること

ができる。

- ... (1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。
- (2) 第21条又は第22条(第11号及び第12号を除く。)の規定により、業務の完了後にこの契約が解除された とき。
- (3) 第22条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除されたとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する 額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第21条又は第22条(第11号及び第12号を除く。)の規定により、業務の完了前にこの契約が解除された
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務に ついて履行不能となったとき。
- 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選 任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に より選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に より選任された再生債務者等
- 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除 く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるとき は、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき遅延日数に応じ、この 契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第 256号) 第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。) で計算した 額とする。
- 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契 約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。 (損害金の予定)
- 第29条 発注者は、第22条第11号及び第12号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、 契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の1に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に 支払うよう受注者に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金 額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当該目的物の処理後も適用されるものとする。
- 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構 成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成 員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することが できる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することがで きない事由によるものであるときは、この限りではない。
 - (1) 第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 第17条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数 に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

- 第31条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料その他 受注者に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 (その他の事項)
- 第32条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。